

地域型保育事業の認可基準について

■従うべき基準、参酌すべき基準

基準	内容	異なるものを定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

■国の基準の状況

○子ども・子育て会議、及び同基準検討部会で、10回にわたり審議し、とりまとめ済み。

○厚生労働省令はまだ示されていない。

■基準を厳しくする（緩くする）場合の効果

	厳しくする（高い水準）	緩くする（低い水準）
具体的	《職員数》 職員 1 人当たりの児童数を減らす 《居室の面積》 児童 1 人当たりの面積を増やす など	《職員数》 職員 1 人当たりの児童数を増やす 《居室の面積》 児童 1 人当たりの面積を減らす など
効果	・ 保育環境が良くなる ・ 事業者が参入しにくくなる （≡待機児童解消効果が低い） ・ 国基準を超える部分は市が単独で負担	・ 保育環境が悪くなる ・ 事業者が参入しやすくなる （≡待機児童解消効果が高い）

■審議のポイント①：職員数・資格要件（従うべき基準）

《職員数》

		国基準	市基準（案）
家庭的保育事業		0～2 歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）	国基準どおり
小規模保育事業	A型	0 歳児 3：1	
	B型	1・2 歳児 6：1 +1 名	
	C型	0～2 歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）	
事業所内保育事業	定員 20 名以上	0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1	
	定員 19 名以下	0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1 +1 名	
居宅訪問型保育事業		0～2 歳児 1：1	

【考え方】

●家庭的保育事業・小規模保育事業C型

- ・ 現行の市家庭的保育事業では、保育士又は看護師資格のある人は3：1、それ以外は2：1であり、有資格者の基準にあわせる形となる。
- ・ ただ、資格がなくとも、児童の養育経験を有し十分な講習を受けていることから、家庭的保育事業の実施に当たっては資格の有無で保育能力に差はないと考えている。
- ・ したがって、認可基準制定にあたっては、資格の有無で分けず、国基準どおりとする。

●小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業（定員 19 名以下）

- ・ 認可保育所の認可基準に 1 名追加配置されていること、先行して事業開始をしている近隣市も国基準に準拠して実施している状況をふまえ、国基準どおりとする。

●事業所内保育事業（定員 20 名以上）

- ・ 認可保育所の認可基準と同一であり、整合性がとれている。

●居宅訪問型保育

- ・ 事業の性質と合致している。

《資格要件》

		国基準	市基準（案）
家庭的保育事業		家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） （※1）	国基準とおり
小規模保育事業	A型	保育士（※2）	
	B型	保育士（※2）1／2以上	
	C型	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）	
事業所内保育事業	定員 20 名以上	保育士（※3）	
	定員 19 名以下	上記A型・B型と同様	
居宅訪問型保育事業		必要な研修を修了し、保育士・ 保育士と同等以上の知識及び 経験を有すると市町村長が認 める者	

※1 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※2 0～2 歳児 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可

※3 0 歳児 6 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可

【考え方】

●家庭的保育事業、小規模保育事業C型

- ・事業の性質と合致している。

●小規模保育事業A型、事業所内保育事業（定員 20 名以上）、居宅訪問型保育事業

- ・事業の性質と合致している。

●小規模保育事業B型

- ・小規模保育事業A型・C型の中間的な類型として位置づけられており、事業の性質と合致しているため、保育士不足の状況の中での事業者の参入のしやすさを考慮し、認可基準上は、保育士 1／2 以上とする。
- ・ただ、保育の質の観点からは、A型のほうが望ましく、認可に関する要綱として、A型への移行を努力義務として課すことを検討する。
- ・財政措置については国の公定価格の設定で保育士比率の上昇を促していく仕組みが検討されており、A 型への移行促進の方法、努力義務の具体的な課しかたについては、公定価格提示後に検討する。

●事業所内保育事業（定員 19 名以下）

- ・上記、小規模保育事業B型と同様とする。

■審議のポイント②：居室の面積（参酌すべき基準）

		国基準	市基準（案）
家庭的保育事業		1人 3.3㎡ （部屋自体は 9.9㎡が必要）	国基準どおり
小規模保育事業	A型	乳児室／ほふく室	
	B型	1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	
	C型	乳児室／ほふく室／保育室 1人 3.3㎡	
事業所内保育事業	定員 20 名以上	乳児室 1人 1.65㎡ ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡
	定員 19 名以下	乳児室／ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室 1人 1.98㎡	国基準どおり
居宅訪問型保育		—	

【考え方】

●家庭的保育事業

- ・ 現行の市川市の家庭的保育事業と同水準である。

●小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業（定員 19 名以下）

- ・ 現行の千葉県の認可保育所認可基準と同水準である。

（国の認可保育所認可基準は、乳児室 1人 1.65㎡となっており、同基準よりも高い水準である。）

●小規模保育事業C型

- ・ 家庭的保育事業と整合性がとれている。

●事業所内保育事業（定員 20 名以上）

- ・ 国基準は、国の認可保育所認可基準と同様であるため、乳児室 1.65㎡となる。
- ・ しかし、市内の認可保育所の水準と整合性をとる観点から、それよりも高い千葉県の認可保育所認可基準と合わせた基準とする。

●居宅訪問型保育事業

- ・ 事業の性質と合致している。

■審議のポイント③：事業所内保育事業の地域枠の子どもの受入れ

定員区分		国基準（未確定）		市基準（案）
		目安	地域枠の定員	地域枠の定員
1 名～10 名	1 名～5 名	家庭的保育事業×1 ヲ所程度	1 名	1 名
	6 名・7 名		2 名	
	8 名～10 名		3 名	
11 名～20 名	11 名～15 名	家庭的保育事業（補助者付き）	4 名	4 名
	16 名～20 名	×1 ヲ所程度	5 名	
21 名～30 名	21 名～25 名	小規模保育事業（下限）1 ヲ所	6 名	6 名
	26 名～30 名	+1 名程度	7 名	
31 名～40 名		認可保育所の半分程度 （特例保育所と同程度）	10 名	10 名
41 名～50 名		小規模保育事業（下限） ×2 ヲ所	12 名	12 名
51 名～60 名		家庭的保育事業（補助者付き） ×3 ヲ所程度	15 名	15 名
61 名～70 名		認可保育所（下限） ×1 ヲ所程度 （以下 20 名で固定）	20 名	20 名
71 名～			20 名	20 名

【考え方】

- ・事業所内保育事業の地域枠の子どもの受入れによる待機児童解消効果は小さい。
- ・そこで、待機児童解消を目的とするのではなく、男女協働参画や市内企業の従業員確保の観点から、事業所内保育施設の推進を図るため、地域枠の要件を緩和し、事業者が参入しやすい環境を作る。
- ・なお、市長は女性の社会進出促進のための政策として、「企業内保育施設の設置促進」を掲げている。
- ・また、市内の認可保育園を利用していた従業員が事業所内保育の従業員枠へ転園するケースが発生する場合等には、副次的に当該認可保育園において他の利用者が利用可能となる。
- ・緩和幅については、10 名ずつの定員区分で、国基準のもっとも低い人数に合わせる。

■審議のポイント④：連携施設による卒園後の受け皿としての支援

《対象事業》：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠の子ども分）

《国の提示内容》

- ・小規模保育事業等は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。
- ・そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。
- ・受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。

《市案》

受け皿対象となる施設	ルール	考え方
幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)	事業者間での協議により、優先的利用枠を設定	国が示す考え方どおり
認可保育所 認定こども園 (保育所部分)	支給認定基準の、優先利用の仕組みにより対応 ・連携施設への入園の場合、調整指数を加算（A） ・連携施設以外の施設への入所を希望する場合、調整指数を加算（B） ・加算点 A＞B	・認可保育所について、現在2歳児定員と3歳児定員に大きな差がない（※）。 ・絶対的な優先枠を設定してしまうと3歳児からの新規入園が今以上に難しい状況になり、それを予定している人にとって不公平感が発生する。 ・また絶対的な優先的利用枠の確保を求めて、必要でないにも関わらず地域型保育事業を利用するケースも想定される。 ・保護者の安心、事業の安定性と、利用者の公平性の調整を図った左記の対応とする。

※公私別認可保育所定員合計数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立（直営）	162	303	378	473	533	539
公立（指定管理）	78	102	125	140	150	153
私立	277	379	469	523	536	548
合計	517	784	972	1,136	1,219	1,240